

平成26年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

平成27年3月27日（金）

開会 15時00分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
委員長 徳田昌生	○		
委員 門馬富士子	○		
委員 松尾拓也	○		
委員 山本由美子	○		
教育長 鎌田英暢	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	百井宏己
生涯学習部次長	武田淳
総務企画課長	蛭谷学俊
学校教育課長	安崎克仁
社会教育課長	東信也
文化財課長	工藤義衛
厚田生涯学習課長	熊谷隆介
浜益生涯学習課長	開発克久
教育支援センター長	西田正人
特別支援教育担当課長	森朋代
学校給食センター長	成田和幸
市民図書館副館長	丹羽秀人
市民図書館副館長	板谷英郁
生涯学習部参事	千葉則理
総務企画課主幹	東薫
総務企画課総務企画担当主査	高石康弘

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について
- 議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正について
- 議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第6号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について
- 議案第7号 石狩市奨学生選考基準の一部改正について
- 議案第8号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第10号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 学校における食物アレルギー対応に関する指針の策定について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(徳田委員長) 只今から、平成26年度教育委員会会議3月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名

(徳田委員長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(徳田委員長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について

(徳田委員長) 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について、事務局から提案願います。

(鎌田教育長) 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備についてですが、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する規程について所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。詳細については担当からご説明いたします。

(蛭谷課長) 私から、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備についてご説明申し上げます。

同法の改正により、平成27年4月1日から教育委員会制度が変わることとなります。主な変更点といたしましては、新たに置かれる教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するなど、その職務が変わること。また、法の改正により一部の規程において条番号が変更されたことなどを踏まえまして、関係する四規則において所要の改正を行うものです。資料は1ページから7ページになります

それでは、要点について順を追って説明してまいります。

はじめに、第1条 石狩市教育委員会会議規則の一部改正でございます。

従来、教育委員長の職務とされていた、会議の招集、議事日程の決定や会議の運営について、新たな制度では教育長がこれらの職務を行うことから、関係規定の改正を行うものです。また、教育長が行なう会議招集のほか、委員定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して請求された場合においては、教育長は会議を招集するとされたことから、これを臨時会の召集要件として規定するものです。

次に教育長の任命についてであります。市長が議会の同意を得て任命すること、教育委員会会議の会務について、教育長の職務代理者は教育長が指名するこ

ととされたことから、委員長の選挙に関する規定及び職務代理者の指定に関する規定を削るとともに、新たに教育長の職務代理者の指名について規定を整備しております。この部分につきましては、目次及び第5条及び第6条の規定が該当する部分です。

前後いたしますが、最初に申しあげました教育長の会議における職務の変更について該当する条の改正につきましては、同規則の第2条、第3条、第4条、第8条、第9条、第11条から第18条第2項まで、第19条から第22条まで、第24条及び第25条の規定が該当します。

その他、用語の整理として第15条に規定する「秘密会」について、地方教育行政法の第13条の規定を踏まえ、法律同様、その必要があるときは会議を「公開しないことができる」と改め、同様の趣旨で第3項においても整理するものです。

これに関連して、第18条第3項の規定で、会議録は、今回の法改正では原則公開するよう努めることとしておりますが、会議を公開しないとした場合については、会議録も公表しないこととする趣旨の規定を設けました。

次に、第2条 石狩市教育委員会公告式規則の一部改正でございますが、この規則においては第1条で引用する法律の条番号が変更されたことから改正を行うものです。また、第2条では教育委員会の代表者が教育長となることから、所要の改正を行なうものであります。

次に、第3条 石狩市教育委員会事務委任規則の一部改正についてであります。第1条第6号の規定において教育委員会の権限事務のうち、教育長の任免については、先程申しあげたとおり市長が行うことから、当該部分を削除することとしました。

また、今回、第3条を新たに設けまして、今回の制度改正で教育長の権限が拡大する一方で、チェック機能として、教育長に委任した事務のうち報告させる事務の内容を3点定めることとしました。具体的には(1)大綱に基づいて、教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務、(2)児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するために行った事務、(3)その他会議において特に報告を求められた事務、以上3点を対象とすることとしました。

次に、第4条 石狩市教育委員会教育長職務代理者規則の一部改正であります。教育長の職務代理者については、今回の法改正によって、まずは、教育委員のうちから教育長があらかじめ指名することとされ、市の規則でも、先に述べた教育委員会会議規則でその方法について規定の整備を行っておりますが、教育長は、会議運営のほかに、従来の職務として事務局職員に対する指揮監督があり、毎日の事務執行について事務方のトップとしてその職務に当たってきました。

この職務の代理については、現実的に非常勤である委員が従事することは困難

であることから、教育長に委任した事務及び教育長の権限に属する事務については、事務局職員に代理させることで、教育長が欠けたときにできるだけ事務の停滞をさせないようにするため規定を整備するものです。

以上、関連する4つの規則を改正することとし、施行期日は平成27年4月1日とします。

ただし、経過措置としまして、法律の条番号の変更や文言の整理に関するものを除き、新教育長の設置に伴い必要となる規定の適用については、この規則の施行日以後に任命される教育長から適用することとし、施行日において在任する教育長の委員としての任期期間においては、従前の制度とすることとします。

以上 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について説明申し上げました。よろしくご審議お願いいたします。

(徳田委員長) 只今提案説明がありました議案第1号について、ご質問等ございませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) 2点ほどお聞きします。

まず1点目、資料4ページの第18条第3項『会議録は第15条第1項ただし書きの規定により会議を公開しない場合を除き、原則として公表するものとする』ということですが、現在、非公開とした案件は審議の内容について公表しておりませんが、議決結果については公開されていると思います。ここの取扱いについて変更はないものと考えますがよろしいでしょうか。

次に、資料6ページの第3条石狩市教育委員会事務委任規則の第3条、教育長の報告についての部分で「(3) その他会議において特に報告を求められた事務」というのは、特定の委員からの要求ではなく、委員の中でコンセンサスを得た上で報告を求めると考えてよろしいでしょうか。

(蛭谷課長) 只今松尾委員からお尋ねのありました2点についてお答えいたします。

まず、1点目の会議録の公開に関する件ですが、そもそも会議録の公表につきましては、本市では今回の法改正以前から原則公開とし、ただし個人情報や人事に関する件、いわゆるこの会議において公開しないと決定した案件に係る会議録については公表しておりません。今回、法律において会議録は原則公表するように努めること、そして規則において取扱いを定めることとされました。そういったことから、今回このような規定を置きましたが、基本的には従前の取扱いのとおりに進めるということを意図しております。

2点目の教育委員会事務委任規則第3条第3号その他会議において特に報告

を求められた事務につきましては、教育委員会会議における教育長の報告ということですので、当然、この教育委員会会議として報告を特に求めるということですので、委員の発議から、結果的に委員の皆さまの合議をして、委員会として報告を求めるという運用を想定しております。私からは以上です。

(門馬委員) 資料2ページの改正の第5条「委員長の選挙」については今回削除され、改正後の第5条においては、教育長の職務代理者の指名について「会議において教育長が行うもの」とされました。

これまでは、委員長も委員長職務代理者も任期は1年ということでしたが、改正後の任期はどのようになるのでしょうか。

(蛭谷課長) 休憩をお願いいたします。

(徳田委員長) 暫時休憩します。

【15:16～15:22 休憩】

(徳田委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

門馬委員のご質問について、事務局から説明をお願いいたします。

(蛭谷課長) 教育長職務代理者の任期につきましては、新たな制度では年数について特に定めがございません。実務においては、最長で教育長の任期である3年間、ただし、指名を受けた委員の任期の範囲内になろうかと思えます。

(松尾委員) 資料5ページの第3条 教育委員会の会議への報告の(1)法律に規定する大綱というのは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

(蛭谷課長) 法律第1条の3第1項に規定する大綱とは、市町村長が定める教育に関する大綱のことを指しております。

(徳田委員長) この件について、ほかにご質問などはございませんでしょうか。

他に質疑等が無いようですので、議案第1号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に

関する規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてであります。引用している市の規程が既に改正されていたことが判明したことにより、関係する規程について所要の改正を行うものです。本来であれば、速やかに改正すべきでありましたが、時期を逸したことににつきまして陳謝いたします。詳細につきましては担当からご説明いたします。

(蛭谷課長) 議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、説明申し上げます。資料8ページをご覧ください。

この規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることについて必要な事項を定めるものです。

補助執行をさせるにあたり、当該事務の代決に関しましては、市長部局と同様に行うこととするため、規則において市の規程を引用しているところでございます。

この市の規程が平成17年9月30日に全部改正されまして、訓令番号が改まったことから改正を行うものです。

なお、施行日については、改正後の規則の施行を速やかに行うため、公布の日とするものです。私からは以上です。

(徳田委員長) 只今、事務局から提案説明がありましたが、この件についてご質問などはございませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) 今回、法の改正に伴って様々な規則の改正がされており、その作業の中でこうした改正漏れが見つかったものと思います。人為的なミスは仕方ない部分もあると思いますが、過去に比べて、例規システム等の性能の向上により、こうしたものが見つけ易くなっているのかということが1点、また、今後に向けて検討している手法などがあればお示し下さい。

(蛭谷課長) この度の改正を行うきっかけのひとつは、法令の改正に伴い大きく制度が変わるということで、市教委の規則についてもひとつおとり洗い直しをした中で確認できたことです。

私どもがこうした見直しをする際には、システムでキーワード検索を行ったり、または、電子例規の中で法令を引用している場合は、そこをクリックすると直接法令にリンクする仕組みとなっておりますので、特に大きな法改正が行われた時には、こういう部分を意識して条番号の変更などの影響がないかどうか確認しているところです。この度この部分が、クリックしても表示されない、あるいは違う条文を指すということで、結果として早急に改正を行う必要があることが判ったわけです。

今回のようなことを繰り返さないため、いま申し上げたようにデータを十分に活用することと、庁内の機構が大きく変わるとき、それから地方自治に関する制度が変わる場合においては、大きく市の規則・条例も変わる場合がありますので、関係部局との連携をさらに密に取っていきたいと考えております。何よりも、私ども事務局職員が、改めて、こういった行政の仕組みとして元となる法令・条例・規則については意識を強く持って執務にあたる必要があると考えております。私からは以上です。

(松尾委員) データベース化の果実というのは、こうしたものについては相当あるものと思いますので、今後それを活用していただければと思います。以上です。

(徳田委員長) 他にご質問等ございませんでしょうか。

質問等が無いようですので、議案第2号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決しました。

議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正についてであります。この度、新たな職として、次長職に「教育指導担当」と「社会教育担当」の2つの職、併せて参事職に「指導担当」と「地域資料担当」の2つの職を配置することに伴う関係規定の改正であります。詳細につきましては担当からご説明いたします。

(蛭谷課長) 議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について説明申し上げます。

改正内容について申し上げます。資料9から10ページをご覧ください。

まず、部に配置される職について規定している第5条において、その職階を踏まえ、規定順について整理を行なうこととし、第2項で「部に理事及び次長を置くことができる」こととしたほか、第5項において「次長に次長付参事を置くこと」とし、次長と参事との関係を明確にしました。

次に、事務局に配置される職員の職務に関する規定ですが、第7条第1項において、部長は教育長の命令のもと、部の事務を掌理し処理するほか、所属職員又

は当該事務に従事する職員の指揮監督を行なうこととしたほか、第7条の2において規定していました次長の職務については、他の職務と合わせて規定することといたしまして、改正後の第7条2項において、理事以下の職務について規定したところでございます。

また、事務の担当所管について一部変更を行っております。第9条において、通学区域の設定及び変更に関する事務につきましては、その所管課を学校教育課から総務企画課に変更することとしております。

それから、第9条第2項で規定する、特命、専門的な業務に従事する職員の掌握する事務につきましては、規則とは別にその都度定めることとし、当該職に次長を加えるとともに、今回の改正による条項番号の変更を踏まえ、引用規定に所要の整備を行なうこととしたものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上、議案第3号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について説明申し上げました。よろしくご審議お願いいたします。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました、議案第3号につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第3号につきましては原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第3号については原案どおり可決しました。

議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正についてですが、英語指導助手、いわゆるALTの現状の配置実態に合わせた運用の効率化を図るために、関係する規定について所要の改正を行うものであります。詳細につきましては担当からご説明いたします。

(蛭谷課長) 議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正について、説明申し上げます。

本規則は、市内の小中学校の外国語指導をより効果的に行うために、招致する外国青年の就業について条件を定めるものです。

外国指導助手、いわゆるALTの所属長については、従来、学校教育課長としていたところですが、市町村合併とそれ以降における行政組織、事務分掌の調整や、平成25年度からの参事職の配置により、実務の実態を踏まえ規則の改正を行うものです。資料の11ページから12ページに記載しております。

第2条第2号において、今述べた事情を踏まえ、所属長を学校教育課長のほか、「その職務を処理することが適当と認められる職にある者」を加えるもので、現在想定される職員は、参事及び厚田生涯学習課長です。

次に、その他の改正といたしまして、報酬額については、報酬の月額算定の規定を踏まえて決定しておりますが、ひと月に勤務が満たない場合の報酬額の算定について定める本項の規定において、引用する項番号を改めるものであります。

次に、第11条の休日を定める規定において、市の条例の関係規定を引用していますが、当該規定の条番号を訂正するものです。

それから、休暇取得に際して、あらかじめ所属長に届け出なければならない休暇の範囲については、市の制度との整合性を図りまして、子どもの養育に係る休暇申請もその範囲に加えることとしました。

規則の施行日につきましては、決定後速やかに施行するため公布の日からとします。私からは以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました、議案第4号につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、議案第4号につきましては原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第4号については原案どおり可決しました。

議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正についてですが、この度、北海道立学校管理規則が改正され、新たに主幹教諭の配置について規定されたことに伴う関係規定の整備、更には、北海道公立学校校務支援システムの一部導入に伴う規定様式の修正について所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては担当からご説明いたします。

(安崎課長) それでは議案第5号について説明いたします。

お手元の資料13ページからとなります。

北海道立学校管理規則の一部改正を受けて、本市の学校管理規則について所要の改正を行うものです。

学校には主任等、具体的には教務主任、学年主任、保健主事、中学校ではそれらに加えて、生徒指導主事、進路指導主事を置くこととなっておりますが、これら主任等の業務を主幹教諭が担当する場合には主任等を置かなくても良いとする例外規定の改正となります。

次に15ページをご覧ください。別記第9号様式は指導要録の様式となります。小学校、中学校、小・中の特別支援学級用の様式が4種類あるわけですが、このお示しの仕方で、4種類の様式にそれぞれ下の備考欄が付け加わるというふうにご理解いただきたいと思います。

この改正は、平成27年度より校務支援システムにおいて出力される、北海道の統一帳票とされる指導要録についても、公簿と認めるよう改正を行うものであります。施行は、平成27年4月1日としております。説明は以上です。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました、議案第5号につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

質疑応答

(門馬委員) 第4条の2ですが「主幹教諭を置くときは、当該主幹教諭の整理する校務を担当する主任等を置かないことができる」という規定を新たに設けるといことですが、本市においてこれに該当する学校はあるのでしょうか。

(安崎課長) 主幹教諭につきましては、小学校が18学級以上、中学校が15学級以上で置くことができるとされており、市内では、南線小学校に配置しております。

(徳田委員長) 他にご質問等ございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第5号につきましては原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第5号については原案どおり可決しました。

議案第6号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について

(徳田委員長)議案第6号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長)議案第6号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正についてであります。石狩市奨学金支給条例が改正されたことに伴い、給付金の受給資格について確認をするための願書の提出期間の変更など、関係する規定に所要の改正を行うものであります。詳細につきましては担当からご説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

(安崎課長) それでは議案第6号について説明いたします。お手元の資料17ページからとなります。

先の市議会第4回定例会において議決いただいた、石狩市奨学金支給条例の一部改正に伴い、規則においても所要の改正を行うものです。

それでは、順にご説明してまいります。

はじめに第2条ですが、石狩自治基本条例で定めている石狩市民との違いを明確にするために、条例でも改正をいたしました。奨学金支給制度で定義する市民は、本人又は親などが本市に住所を有していることを条件としているため、「その親若しくはこれに代わるべき者」を「保護者」という表現に改めるなど整理をいたしました。

次に第3条ですが、第1項第4号で条例第2条による奨学生の条件に「学校に在学していること」と規定し、また、願書提出期間を5月15日から6月15日までに改めたことに伴い、奨学生に申し込む者は、既に進学済み若しくは在学中に願書を提出することになりますので、合格通知書又は在学証明書の写しが必要な者は、第1学年に在学している者だけとなるため、「第1学年に在学している者に限る。」という表現に改めました。

第2項につきましては、奨学生を推薦する校長を「前年に在学していた学校(前年に在学していない場合にあつてはこれに準ずるものとして教育委員会が認める学校)の校長」に改めました。なお、前年に在学していない場合とは、卒業後に進学せず就職した者や中途退学等した者が、期間を空けてから高等学校等に進学した場合を想定しています。

第3項ですが、奨学生を志願する者について、北海道が実施する高校生等奨学金給付金の受給資格を有するか確認する必要があるため、願書提出期間を市民税の納税通知書が発布された後の「5月15日から6月15日まで」に改めました。

次に第4条ですが、願書提出期間を改めたことに伴い、パブリックコメントの市の原案でもお示ししたとおり、奨学生選定の時期を遅らせて「7月31日まで」に改めております。

次に第5条ですが、改正前第2項の文面において、「別に奨学審議委員会の諮問を経て教育委員会が定める奨学生選考基準に基づき審議を行い」とありますが、

既に選考基準もあり、毎年度、この基準を定めているわけではないことから、実際の運用に合わせた形に変更いたしました。

第6条、第7条、第9条については、語句の整理をしております。

第11条ですが、教育委員会が奨学生を選定したときは、本人へ奨学生選定通知書を交付していましたが、奨学生に選定されなかった者への通知は定められていなかったため、奨学生を志願する全員へ選考結果を通知するために「奨学生選定通知書」から「奨学生選考結果通知書」に改めました。

第13条については、語句の整理となります。

第14条につきましては、奨学金を廃止し、休止し、又は減額したときは、教育委員会は、その都度これを委員会に報告すると規定しているため、見出しを「奨学金の廃止、休止及び減額の方法」から「奨学金の廃止、休止及び減額の報告」に改めました。

第15条につきましては、条例第7条第5号で規定する国又は北海道が支給する奨学のための給付金等該当するものを明確にしまして、その給付金等を受ける資格がある場合は、奨学金からどのように減額するかを明確にするため、第15条を追加しております。

第16条につきましては、退学や休学により奨学生の要件を満たさなくなった場合の通知について規定しています。第11条の選考結果通知書で通知する「奨学生として選定したけれども、給付金等の受給資格を有することによる減額の場合」との違いを明確にするため、「第11条の規定に基づき通知するときを除く」を加え、また、語句の整理、条ずれを正す改正を行っております。

第17条及び第18条については、条ずれを正すための改正となります。

第19条につきましては、奨学生が別記第7号様式から別記第11号様式、休学、復学、転学、退学、変更の届出をする場合、これまでは在学する又は在学した学校長の証明が必要となるなど、学校を経由して届出する必要がありました。しかし、必要書類として学校長が証明する書類等を添付して届出することでも足りることから、届出様式から学校長を除くとともに、条ずれを正す改正を行っております。

次に21ページからは様式の改正になります。

奨学生願書は、本人と身元保証人の連名としておりましたが、この身元保証人については、親権者に限定しているわけではなく、どの範囲での保証なのか、返還義務が生じた場合での連帯保証が含まれるかなどの法的整理ができておりませんでした。ご承知のとおり、近年、奨学金の返還を求めるケースが生じており、奨学金の支給決定の取消を防ぐため、申込みに当たっては「親権者の同意」、債権回収を確実にするため、「連帯保証人を立てること」を要件として、適切な運用を担保すべき必要があると弁護士相談において助言をいただいております。

本人と身元保証人との連名から、本人、保護者、連帯保証人の三者の連名に改めます。ただし、法律行為の有効性のためには、親権者との連名が必要なのですが、奨学生を志願する者の世帯には、少数ではありますが親権者がおらず未成年後見人等もない者も想定されるため、そのような世帯の方も奨学金を申し込むことができるように、親権者ではなく保護者、社会通念上の保護者「父母、後見人、未成年者を看護する者など」としたところです。

実際には、親権者イコール連帯保証人がほとんどの場合であろうと予想されますので、欄外の※印の表記で、連帯保証の内容について明確化したところです。

本市の奨学金の申請において、連帯保証人という厳格なルールが必要かという議論は内部でもありました。給付型で運用する本市の行政サービスにおいて、少数ではありますが、同様に連帯保証人を明らかにしているものがあること、また、法制担当とも協議し、法的に明らかにしておくことが必要と判断したところです。

これにつきましては、来年度の記載要領において、申請者にご理解いただけるよう丁寧な説明をまいります。

続きまして、資料22ページについては、身体についての所見を除いております。

23ページの別記第3号様式につきましては、高校生等奨学給付金の受給資格を有するかを確認するために、扶養の有無欄を追加するなど、様式を改めております。

別記第4号様式につきましては、選考結果を出願者全員へ通知できるように様式を改めております。

別記第5号様式、別記第6号様式につきましては、条ずれを改め、語句の整理を行っております。

27ページからの別記第7号様式から別記第11号様式につきましては、先程ご説明したとおり、三者の連名から本人、保護者の連名へ変更したところです。

施行期日は平成27年4月1日であります。説明は以上となります。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました、議案第6号につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

質疑応答

(徳田委員長) 1点お聞きします。保護者というのは、奨学金を申請する時に申し出る保護者と、入学の際に申し出る保護者が異なっても良いものか。一度申し出た保護者は変更できないのか。

この基本的な点について、どのような取扱いになっているのかご説明願います。

(安崎課長) 保護者については、学校教育法上の保護者、社会通念上の保護者など色々な使い分けがあろうかと思えます。学校においても保護者が親権者であったり、そうでない場合もあります。

(徳田委員長) 学校教育関係で、生徒個人が特定された場合に、その保護者というのは、一旦決めると固定されるのでしょうか。それとも、その都度決めても良いものなのでしょうか。

(武田次長) 通常ですと、お子さんが入学するにあたっては、小学校の場合ですと教育委員会から校区に住んでいるご家庭の保護者と児童の氏名が書かれたリストをいただきます。それを元にして入学の手続きを進めていくのですが、この段階で「家庭環境調査書」という書類を一般的に保護者といわれる方に持ち帰っていただき、それを記載した上で入学の際に提出していただいています。その段階で、保護者の氏名欄に氏名が記載されている方を学校では保護者として認知いたします。

したがって、それをもとにして様々な書類を作成していきますので、言ってみれば、各ご家庭の申請された方の名前が保護者として登録されます。ただし、先程学校教育課長から説明がありましたように、非常にまれなケースですが、保護者が親権者でない場合もありますので、その辺は法律的な解釈は別として、学校としてはそのような手続きを取ります。例えば離婚などの状況について保護者から連絡を受けて変更するといった手続きを行う場合もあります。

(徳田委員長) 一般的なご説明としては理解いたしました。例えば、入学のときに申請した保護者と、奨学金の申請をするときの保護者が同一かどうか確認するわけではないと思いますので、場合によっては別の保護者名を書くことも考えられると思いますが、これは問題ないのでしょうか。

(安崎課長) そうしたケースについては、柔軟に対応することになります。基本的には同じく住所を有する方が保護者として申請することになるかと思いますが、市教委としては名簿を照合するというところまではせず、同じ住所地であれば保護者とみなすことにしております。

(百井部長) 委員長、休憩をお願いします。

(徳田委員長) 暫時休憩いたします。

【16:02～16:06 休憩】

(徳田委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(松尾委員) 奨学金の支給は年に1回だったと思いますが、資料26ページの別記6号様式には月別支給額を記入する欄があるのですが、支給と様式の関連についてご説明ください。

(安崎課長) 奨学金は月額を基本としているために、このような様式になっておりますが、実際の支給については将来の部分を追認して年1回としているところです。

(門馬委員) そうすると、この様式の支給年月日の欄には同一の年月日が記載されることになるのでしょうか。

(安崎課長) そのとおりです。

(松尾委員) 退学などにより資格要件を失った場合には、その事実発生以後の月額奨学金について返還を求めることになるのですか。

(安崎課長) そのとおりです。

(徳田委員長) 他にご質問等ございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第6号につきましては原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第6号については原案どおり可決しました。

議案第7号 石狩市奨学生選考基準の一部改正について

(徳田委員長) 議案第7号 石狩市奨学生選考基準の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第7号 石狩市奨学生選考基準の一部改正についてであります。石狩市奨学金支給条例及び、先程議決いただきました議案第6号 石狩市奨学金支給条例施行規則が改正されたことに伴い、関係する選考基準について所要の改正を行うものであります。詳細につきましては担当からご説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

(安崎課長) それでは議案第7号について説明いたします。

お手元の資料32ページからとなります。この基準についても、条例の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

はじめに、「1 奨学生選考の根本方針」ですが、奨学生の願書を提出する者は、この度、提出時期を遅らせた関係から、既に学校に在学している者となりますことから「進学のお機会に恵まれない者」は該当する者がいないため除くこととし、併せて「身体」に関する表現も除きました。

次に、「2 学業に関する選考基準」につきましては、パブリックコメントを実施した際に市の原案としてお示ししたとおり「過去3年間の学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上である」という内容に変更しております。

次に「4 身体に関する選考基準」を除いたことにより、「5 学資支弁が困難

であることによる選考基準」を4に繰り上げ、「学資支弁が困難であること」を「1 根本方針」にある『家計』という表現に合わせることにし「4 家計に関する選考基準」といたしました。また、改正前（2）のア 生活保護世帯に関する記述を除くことでイをアと改め、改正後の（ウ）として、パブリックコメントの意見として寄せられ、参考とさせていただいた、親元から離れ下宿等から通学する場合については考慮すべき事項とし、「自宅外通学の場合」を加えました。

次に「5 奨学金の廃止、休止、減額の基準」につきましては、4を除いたことにより、6が5へ繰り上がり（1）において、条例第7条に第5号を加えたことによる号ずれが生じたので「第5号」を「第6号」に改めております。本人が死亡した場合は、第7条第4号の資格を欠いたときで読み込めますので、除くことといたしました。また、（3）において、現在、高校の授業料については、北海道が実施する「高等学校等就学支援金」で賄われること、また、本市の奨学金は授業料に対する支援ではなく、学習費を補うために支給するものであることから、改正前の「授業料を減免された場合」を除き、条例に新たに追加した項目である「条例第7条第5号に該当した場合」といたしました。

施行日は平成27年4月1日とし、2年間の経過措置となる大学、高等専門学校第4、第5学年は、なお従前の例によることといたしました。

説明は以上です。

（徳田委員長）只今提案説明のありました、議案第7号についてご質問等ございませんでしょうか。

質問等が無いようですので、議案第7号につきましては原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、議案第7号については原案どおり可決いたしました。

議案第8号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について

（徳田委員長）議案第8号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について、事務局より提案願います。

（鎌田教育長）議案第8号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正についてありますが、市民図書館のサービスの充実を図るために試験的に実施してきた取組を今後正式に実施するために、関係する規定について所要の改正を行うもので

あります。詳細につきましては担当からご説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

(板谷副館長) 私から改正内容についてご説明いたします。

はじめに、第3条(2)、国民の祝日に関する法律に関する部分ですが、市民図書館は土日を閉館することをサービスのメインとしておりますので、それを基本として、職員は土日のいずれかと月曜日に週休を取ることとしております。その関係からご説明いたしますが、金曜日が祝日の場合は、一般の職員で考えますと1日出勤が多くなるのですが、その分については火曜日に振り替えております。また、日曜日が祝日の場合についても、同様に火曜日に振り替えております。ただし、土曜日が祝日の場合につきましては、もともと市民図書館は土日が出勤日となっており、一般的な職員についても振替休暇とはなりませんので、市民図書館も同様に、あえて火曜日に休館日を設ける必要はありませんので、この場合のみ除外する規定にいたします。

また、ゴールデンウィーク後の休暇を別に設けなければなりません、これについても振替などで対応することで支障がないことと、もしも臨時に休まなければならない場合は、改正後の同条第2項「館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる」という規定で読み込むことが可能と判断し、改正前の第2項を削除しております。

次に資料35ページの第4条第2項ですが、現在祝日に挟まれた平日の開館時間は10時から17時としておりますが、例えば、挟まれた日が10時から20時とすることで利便性が向上することから、そのように改正いたします。

次に第9条第1項ですが、先程教育長がご説明したとおり、サービス拡大の一貫として、今年度から一部資料の貸し出し点数の上限を試験的に引き上げました。例えばCDですと、2点から5点というふうに増やしてございました。これが、大変好評であり、カウンター業務もそれに対応できたということで、今回正式に実施するべく改正しようとするものです。また、併せて表中の単位を「点数」に統一したいと考えております。

次に第13条第2項ですが、現在研修室等の図書館施設の利用申請は21日前から受け付けておりますが、期間が短いということで、これを60日前からに改正しようとするものです。

次に、第14条の目的外使用料の減免についてですが、これまで文書で表現していたものを、別表にするとともに対象団体を明確にすることで、事務の透明性と効率化を図ろうとするものです。

次に、様式の改正です。まず38ページの利用登録申込書ですが、平成25年度のシステム更新でインターネットサービスが充実しましたので、利用申請の項目を追加しました。

次に40ページの別記第3号様式ですが、平成24年度に地域開放を始めた厚田小学校に平成25年度から直通電話が開通しておりますので、電話番号を追記しております。

次に41ページの別記第4号様式ですが、先程申し上げた別表と同じ項目を目的外使用料減免申請欄に記載するとともに、申請者の押印欄を削除しております。

最後に43ページの申請書裏面ですが、申請にあたっての処分に不服がある場合についての教示を追記しております。説明は以上です。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました議案第8号について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) 2点お聞きします。

資料35ページの第4条に関連してですが、祝日の際の来館者数は、平日や土日と比較してどのような状況にあるのかということが1点。

次に、38ページの利用登録申込書の中でインターネットサービスの利用について確認をする欄がありますが、これを確認することによってサービスの利用の仕方が変わるものなのでしょうか。端的に言うと、これを確認する意味合いを教えてくださいたいのですが。

(板谷副館長) はじめに来館者数ですが、まず土日で比較しますと日曜日の方が多い状況です。祝日については天候に左右される場合が多いのですが、多いときは日曜日並みの来館者数があります。また、ゴールデンウィークなども天候が良いと行楽に出かける方も多いため、来館者数は少なくなる傾向にあります。

次に、申し込みの際のインターネット利用の確認についてですが、利用を希望される場合にはサービスの内容を説明させていただきますので、申し込みの際に確認することとしています。

(徳田委員長) 他にご質問などはありますか。

他にご質問等がないようですので、議案第8号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第8号については原案どおり可決いたしました。

議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正についてであります。この規則につきましても先程の議案第2号と同様に、引用している国の基準が既に改正されていることが判明したことから、関係する規定について所要の改正を行うものであります。先程と同様、時期を逸した改正となっていることを陳謝申し上げます。

なお、実務上は改正後の基準に基づき実施しておりますことを申し添えます。

詳細につきましては担当からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(成田センター長) 議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

資料44ページをご覧ください。

これは、石狩市学校給食センター条例施行規則で引用している学校給食実施基準が、学校給食法の改正に伴い新基準に改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、第8条中で引用している学校給食実施基準の告示番号(昭和29年文部省告示第90号)を(平成21年文部科学省告示第61号)に改めるものです。

先程、教育長から申し上げましたとおり、これは文部科学省から告示がなされた平成21年度に直ちに本市規則の改正を行うべきものでございましたが、今日までその手続き漏れがあったものでございます。その事実を確認し、この度直ちに改正手続きを行おうとするものでございます。

この間の手続き漏れにつきまして、深くお詫び申し上げます。

施行日は公布の日からとしております。説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

(徳田委員長) 只今提案説明のありました、議案第9号についてご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(門馬委員) 素朴な疑問なのですが、規則に引用している学校給食実施基準は、昭和29年から平成21年まで一度も改正されていなかったのでしょうか。

(成田センター長) 詳細な資料が手元にありませんので、明確にお答えできませんが、実施基準については細かな改正は都度あったものと思います。

平成21年度は学校給食法が改正され、それに伴い学校給食実施基準も改正されたものであります。

(徳田委員長) 次回の会議でも構いませんので、学校給食法などの改正履歴がわかりましたらお示しいただきたいと思います。

(成田センター長) 承知いたしました。

(徳田委員長) 他にご質問などございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第9号については原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第9号については原案どおり可決いたしました。

議案第10号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について

(徳田委員長) 議案第10号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について、事務局より提案願います。

(鎌田教育長) 議案第10号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更についてであります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、同協議会より当該規約の一部変更について協議があったことから議決を求めるものです。

詳細につきましては担当からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(安崎課長) 議案第10号について説明します。

資料の45ページをご覧ください。資料の変更前・変更後の配置が市の一般的な改正案と逆になっておりますが、協議会事務局より送付された資料を使っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

平成26年4月16日に公布された義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律のうち、平成27年4月1日施行の改正内容に伴い、共同採択を行う第1地区教科用図書採択教育委員会協議会の規約の変更が必要となったことから、構成する市町村教育委員会において承認を得るものです。

教科用図書の無償措置に関する法律施行令第12条において、協議会の規約の中に、「協議会の名称」、「採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会」、「協議会の組織」、「教科用図書の選定の方法」、「協議会の経費の支弁方法」を定めなければならないと規定されました。名称については変更後第1条、構成する市町村教育委員会については変更後第3条、協議会の組織については変更後第4条にそれ

ぞれ規定されております。協議会委員は、それぞれの教育委員会の代表者で構成されますが、これまで、委員の任期は当該教育委員会の委員としての任期となっておりましたが、それを1年に改めております。

教科用図書の選定の方法については変更後第9条において、選定する際の基本は委員全員の一致となっておりましたが、協議が調わない場合に一種に選定する方法を明確に規定しております。

経費の支弁方法は変更前第9条でも規定しておりましたので、そのまま変更後第13条に移動しております。

また、無償措置に関する法律第15条で規定するところの、採択した教科用図書の種類等の公表については、これまでも、採択に係る研究資料、協議会の議事録の公表については行っておりましたが、教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第7条で規定されましたので、それを新たに規約に盛り込んだのが変更後の第10条、第12条となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします

(徳田委員長) 只今提案説明のありました議案第10号について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) この協議会の事務局は、どこに置かれているのでしょうか。

(鎌田教育長) 協議会の事務局は、北広島市にあります教育研修センター内の事務局が兼ねております。

(徳田委員長) 他にご質問などございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第10号につきましては原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第10号については原案どおり可決いたしました。

(百井部長) 委員長、発言を許可願います。

(徳田委員長) 事務局の発言を許可します。

(百井部長) 只今議案第10号を可決いただきましたが、今後、管内の全市町村においても決定をして、4月1日から施行ということを前提に申し上げたいと思いますが、この規約の第4条によりますと、各市町村から、任期を1年として委員を選出することとなりました。

したがって、平成27年度に石狩市から委員を選出することとなりますが、

これまでも教育長が委員として選出されておりましたので、引き続き鎌田教育長を選出することによろしいかということ。また、1年毎の選出ということになりますので、今後特別なことがない限り教育長が選出委員となるということでご了解いただければと存じます。

(徳田委員長) 只今、事務局から提案のありました、協議会への選出委員については、原則として教育長職を充てることについてご異議ございませんでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、事務局の提案のとおり取り進めることといたします。

暫時休憩いたします。

【16:35～16:45 休憩】

(徳田委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 教育長報告

(徳田委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。

(鎌田教育長) 先月の定例教育委員会会議以降の参加行事等について、主なものを報告いたします

- 2月 14日 拉致問題啓発演劇 (めぐみへの誓い-奪還-) 公演 (～15日)
延べ1,150人が観覧
- 2月 17日 H26年度学校ヒアリング (19日, 23日, 24日)
各小中学校長・教頭
H26学校評価及びH27学校経営方針について
- 2月 18日 北海道教育実践表彰
花川小学校が受章
- 2月 19日 H26年度恩納村・石狩市中学生交流訪問団歓迎式 (～21日)
恩納村中学生 19名訪問
 - ・生徒交流 (花川中学校)
 - ・民泊 ほか
 - ・スキー体験

- 2月 26日 紅南小学校と恩納村山田小中学校交流学習
テレビ電話を利用した交流学習
- 3月 3日 H27年第1回定例会市議会開会（～24日）
- 3月 5日 公益財団法人図書館振興財団助成決定通達式
紅南小学校に100万円相当の助成金
- 3月 6日 翔陽高校ボランティア局の石狩中学校への手話出前授業
- 3月 9日 定例会市議会一般質問（～10日）
6議員（質問8本）
- 3月 14日 第27回公民館まつり（～15日）
27団体参加
来場者1,582名（前年度比30パーセント増）
- 3月 22日 市内小学校卒業式（15日～）
- 3月 26日 管内退職校長及び採用校長他辞令交付式
管内退職校長：佐々木校長、松枝校長 他15名
管内採用校長：宮崎教頭、河村教頭、松浦教頭、加藤教頭
他12名
昇任教頭：7名

以上です。

（徳田委員長）只今、教育長から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

（松尾委員）厚田区の小中学校、また本町八幡地区の小中学校に関してそれぞれ検討会が数回行われておりますので、その雰囲気や出されている意見などについてお聞きします。

（蛭谷課長）学校整備に係る検討会につきましては、今月も24日、26日と開催いたしました。

まず、厚田区につきましては、一昨年も6回に亘り会議を開催しております。そういったことから、今回は、現段階での検討会としての「意見のまとめ」という議題で開催いたしました。将来に向けて、基本的には統合という方向性が出されております。ただし、場所については結論には至っておりません。また、時期についても財政状況という部分もありますので、明確な年次を記載するまでには至りませんでした。ただ、直面する課題から言えば、できるだけ速やかに検討することを求めるということで、検討会としては参考意見として教育委員会の方に一度提出していただきまして、今後、この参考意見を基にたたき台を策定していきたいと考えておりますが、その結果、それから今後については教育委員の皆さ

まにも情報提供させていただきたいと考えております。

もう一方の本町・八幡地区につきましては、昨年の秋を皮切りに実質的な会議が行われております。厚田区とは回数が異なるということもございまして、「意見のまとめ」というところまでは至っておりません。ただ、数度に亘る会議において、どういった意見が出されたかという部分を項目ごとにまとめるという形になっております。

厚田区の「意見のまとめ」及び本町・八幡地区の「検討内容のまとめ」の細かい表現については、それぞれの座長に一任されておまして、これについては4月中に教育長に提出していただく予定となっております。

私からは以上です。

(徳田委員長) 他にご質問などありませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、教育長報告を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解いたしました。

日程第4 報告事項

(徳田委員長) 日程第4 報告事項を議題とします。

①学校における食物アレルギー対応に対する指針の策定について

(徳田委員長) 報告事項① 学校における食物アレルギー対応に対する指針の策定について、事務局から説明をお願いします。

(安崎課長) この度『学校における食物アレルギー対応の手引き』を策定いたしましたので、ご報告申し上げます。別冊資料をご覧ください。

はじめに、策定における経緯をお話しますと、学校生活におけるアレルギー対応については、これまで、学校においては、平成20年に発行された「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」に基づき対応してまいりました。平成24年12月に調布市で食物アレルギーを有する児童が、給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故があり、このことを受けて、文部科学省は有識者会議を設置し、その報告書を受け、平成26年3月に通知を発出しております。

その通知の中で、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会における対応として、「学校におけるアレルギー対応における方向性の明示」、具体的には、学校関係者や医療関係者、消防機関等による協議のもと、一定の指針を示すことが求められました。

また、学校における対応としては、学校管理下でアレルギー対応を求める場合は「学校生活管理指導表」の提出を必須とすること。組織的に対応するため、「校内委員会の設置」をし、「児童生徒ごとの個別対応プランの作成」、「症状の重い児童生徒に対する支援の重点化」、給食提供においては「安全性を最優先」とするものです。

平成26年10月に北海道教育委員会から「学校における食物アレルギーの進め方」という北海道の指針が示されましたので、国のガイドラインとともに参考にしながら、石狩市版の指針の策定を進めていたところです。指針の策定にあたっては、学校関係者、校長・教頭・養護教諭・栄養教諭の代表者、学校医、学校薬剤師、アドバイザーとしての有識者、石狩消防署からも参加をいただき市の原案について協議いただき、承認をいただいたところです。

手引きの1ページをご覧ください。

このページが本市のアレルギー対応の基本となります。

情報の把握と共有ということで、学校管理下でアレルギー対応を行う場合は、学校生活管理指導表に基づき対応を進めること。保護者の言われるままではなく、医師の診断を基本として、適切な対応をしていくということです。

各学校では、一人の担当者に任せるのではなく、管理職を中心に組織的に対応するため、校内アレルギー対応委員会を設置し、児童生徒ごとの取組みプランを作成し対応すること。作成においては、保護者と面談しながら決定するものとなります。

学校で死亡事故を起こさないため、「症状の重い児童生徒に対する支援の重点化」を図り、アレルギー対応を進めること。

緊急時の対応として、調布市の事故では、児童がエピペンを持っていたにも関わらず、打つタイミングを逸してしまい、死亡事故が起きてしまっていることから、緊急時の対応について、誰もが適切に対応できるようエピペンの使用を含めた校内研修を定期的に行うこと。

保護者に詳細な情報提供を求め、学校や給食センターの現状を理解してもらうことと決めました。

学校生活における対応が必要である者としては、食物アレルギーの対応を家庭で行っていることを基本とし、食物アレルギーの病型が「即時型」であること。

4ページをご覧ください。①即時型とは原因食品を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽いものから命の危険を伴うアナフィラ

キシークシークに進行するものまで様々あるという定義になります。

「②の口腔アレルギー症候群」、のどのかゆみ、ヒリヒリ、イガイガなど比較的
症状の軽い方は対象から除くこととしています。

「③アナフィラキシーの既往がある」、3 ページに記載をしておりますが、ア
レルギー反応により、じんましん、腹痛や嘔吐などの消火器症状、ぜん鳴、呼吸困
難など呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態。特に血圧が低下して
意識の低下や脱力をきたすような場合をアナフィラキシーショックと呼び、ただ
ちに対応しないと命の危険に関わる重篤な状態を指します。病型の③食物依存性
運動誘発アナフィラキシーの方は、このカテゴリーに入ります。

直ちに医療機関に搬送するのはもちろんですが、エピペンを携行している場合
には、早期に注射することが効果的とされています。エピペンを注射すること
について、自ら注射できない本人に代わって注射することが想定されますが、緊急
やむを得ない措置として教職員が注射を行うのであれば、医師法違反とはなら
ないとされています。

そこで3つ目として、エピペン等の治療薬の処方を受けていると定義をいたし
ました。

市内小中学校におけるエピペンを所持する児童生徒の状況については、平成25
年7月に初めて報告がありました。平成26年度では5名と増えており、このほど
中学を卒業した1名を除くと、現時点では小学生4名となっています。

このエピペン所持者については、緊急時の体制を整えるため、石狩消防署にも
情報提供をしているところです。

1 ページが本市の指針の幹となる食物アレルギーの基本的な考えと、対象とす
る者について、5 ページ以降が指針策定後、学校においてどのような体制で、ど
のような動きをしていけば良いのか、校内委員会をどのようなメンバーで、取組
プランをどのような流れで作るのかを記載しています。

9 ページをご覧ください。学校でのフローを記載しております。

まず「対象者の把握」、対応の希望があれば、管理指導表の提出をいただいて保
護者と面談をいたします。校内アレルギー委員会で取組プランを決定しますが、
様式3にある給食について、学校生活における具体的な配慮と対応を決定し、学
校内で共有することになります。この作業を毎年度繰り返していくこととなり
ます。

平成27年度から、この手引きに基づく動きとなりますけれども、現在の学校給
食におけるアレルギー対応は、希望する保護者から申請のあったアレルゲン
を個別に色をつけて表示した「アレルゲン明示献立表」を提供し、「自己除去」、自
分で献立表を確認し食べないようにする対応をしております。

「平成27年度学校における年間スケジュール」と記載した資料をご覧ください。

10月に全児童生徒の保護者宛にアレルギー調査票を配布いたします。その前に、白抜きの部分のうち、給食センターでは今後どのような明示献立を保護者に提供するのか、アレルギーとは直接関係ありませんが、牛乳の摂取に係る乳糖不耐症、おなかがゴロゴロして下痢をしてしまう症状の対応についてどうするか。また、29年度に稼動予定の新給食センターにおいて、どのアレルギーを除去した代替食が提供できるのかを決定し、保護者に対する新制度の周知を行うこととなります。保護者への周知にあたっては、今後、新たに●指導管理表を保護者に求める、あるいは●口腔アレルギー症候群は対象としない、●明示献立の取り扱いなど、これまでと違う対応になることから、保護者にご理解いただけるような丁寧な説明を心がけたいと思います。報告は以上です。

(徳田委員長) ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) 手引きの4ページですが、今後対応が必要な者として「即時型である」こと、「アナフィラキシーの既往がある」こと、「エピペン等の処方を受けている」ことというご説明でした。

このページの(3)食物アレルギーの分類で、例えば②の口腔アレルギー症候群の中で『5パーセント程度は全身的な症状に進むことがある』ということが書かれています。また、③食物依存性運動誘発型アナフィラキシーの説明の中には、『同じ症状を繰り返しても、この疾患であると診断されない例も報告されています』という記載もあります。

今回の基本的な考え方として、今後は、保護者の希望に基づく対応から、医師の診断に基づく対応にしていくということについては、概ね了解いたしますが、今述べました、食物アレルギーの分類における内容については気になることがあります。

この点について、何かお考えがあればお聞かせください。

(安崎課長) 口腔アレルギーのうち5パーセント程度が全身的な症状に進むという部分については、当初の診断では進行の度合いがわかりませんので、そうした症状が起こった際に適切に対処できるよう、学校においては緊急時の体制を整えることが必要です。もしも、起こってしまった場合は『アナフィラキシーの既往がある』ということで対象者に分類されます。

食物依存性運動誘発アナフィラキシーについては、既往があり、ショックを起こしたことがあるお子さんであれば、対応が必要であるという区分に分類されますし、既にエピペンを持っているお子さんであれば、それも対象者となります。

確かに、症状がないという部分であれば当初は対象者にならないことになりま

す。

(松尾委員) 今までは、保護者の希望による対応という中で、本来対象としなくても良いという言い方が適切かどうかわかりませんが、そうした子どもも含めて大きく網をかけて対応してきたのだと思います。

今回は、本来対応しなければいけない児童生徒に対象を絞って対応してくということだと思いますけれども、どうしても漏れてしまうお子さんもいるのではないかと思いますので、その部分については丁寧に進めていただく必要があると考えます。

(徳田委員長) 他にご質問等はございませんでしょうか。

ご質問等が無いようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。

(徳田委員長) 以上で、日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(徳田委員長) 日程第5 その他を議題とします。

事務局から何かございますか。

(板谷副館長) 市民図書館の貸し出し冊数が、平成18年をピークに減少傾向にありましたが、今年度はそれ以降初めて前年度を上回るという結果が出ました。このまま進みますと一昨年度も上回る見込みです。様々な取組が功を奏して、利用者の増につながったものと考えております。

また、学校図書館も司書を配置して以降、貸し出し件数も増えておりますので、そういったことで石狩市民に本が浸透しているということは意義のあることだと思っております。以上で終わります。

(徳田委員長) 喜ばしい報告をいただきました。

教育委員の皆さまから何かございますか。

なし

(徳田委員長) 以上で日程第5 その他を終了いたします。

日程第6 次回定例会の開催について

(徳田委員長) 日程第6 次回定例会の開催日程を議題とします。

次回については、4月24日の金曜日、13時30分からの開催を予定しております。
よろしく願いいたします。

閉会宣言

(徳田委員長) 以上をもって、3月定例会の案件は全て終了いたしました。

以上で、平成26年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします

今年度1年間、ご協力いただき誠にありがとうございました。

閉会 17時03分

平成27年5月25日

委員長 徳田 昌生

署名委員 山本 由美子